

(別紙)

事業者の皆様

下請法・下請振興法改正の内容について

公正取引委員会

中小企業庁

令和7年7月18日

平素よりお世話になっております。

今般の通常国会におきまして、令和7年5月16日に下請法・下請振興法改正法が成立し、令和8年1月1日から施行されます。改正後は中小受託取引適正化法・受託中小企業振興法と名称が変更となるとともに、新たな措置が講じられることとなります。

つきましては、法改正のポイントにつき、別添のパンフレットを御参照いただき、理解を深めていただければ幸いです。

なお、今後、事業所管省庁や都道府県ごとの説明会も開催していく予定ですので御参加いただければ幸いです。詳細については、決まり次第、公正取引委員会・中小企業庁ホームページでお知らせいたします。

● 中小受託取引適正化法ガイドブック ●

「下請法」は とりてきほう 「取適法」へ

～知っておきたい制度改正のポイント～



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission



はじめに

令和7年5月23日に公布された、「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」(令和7年法律第41号)により、下請代金支払遅延等防止法(下請法)が改正されます。

法律の題名の変更のほか、適用対象、義務、禁止行為等様々な点の変更がなされており、本ガイドブックでは改正後の法律の概要を御紹介します。

※ 改正の概要及び新旧の条文等については、下記の公正取引委員会ウェブサイトをご参照ください。

https://www.jftc.go.jp/partnership_package/toritekihhou.html



改正事項 【令和8年1月1日から施行・適用】

法律の題名・用語の変更

下請代金支払遅延等防止法	→	製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律※
下請代金	→	製造委託等代金
親事業者	→	委託事業者
下請事業者	→	中小受託事業者

※ 法律の略称については、「中小受託取引適正化法」又は「^{とりてきほう}取適法」となります。
本ガイドブックでは以下「取適法」として記載します。

適用対象の拡大

● 適用基準への「従業員基準」の追加

適用対象となる事業者の基準に、従来の資本金額等による基準に加えて、新たに従業員数による基準(3ページ参照)が追加されました。従業員数300人(役務提供委託等は100人)の区分が新設され、規制及び保護の対象が拡充されます。

● 対象取引への「特定運送委託」の追加

適用対象となる取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託が追加されます(4ページ参照)。

禁止行為の追加

● 協議に応じない一方的な代金決定の禁止

製造委託等代金の額に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な製造委託等代金の額の決定が禁止されます(19ページ参照)。

● 手形払等の禁止

製造委託等代金の支払手段について、手形払が禁止されます。また、その他の支払手段(電子記録債権や一括決済方式(ファクタリング等)など)についても、支払期日までに製造委託等代金の額に相当する額の金銭を得ることが困難なものは禁止されます(15ページ参照)。

面的執行の強化

- 事業所管省庁において、取適法に基づく指導及び助言ができるようになったほか、中小受託事業者が違反事実を情報提供しやすい環境を確保するために、執行機関に申し出たことを理由に不利益な取扱いを禁止(報復措置の禁止)しており、この情報提供先として、現行の公正取引委員会及び中小企業庁に加え、事業所管省庁が追加されます。

その他

- 製造委託の対象物品として、金型以外の型等(木型、治具など専ら物品の製造に用いる物品)が追加されます。
- 書面交付義務について、中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、電子メールなどの電磁的方法による提供が認められます。
- 遅延利息の対象に、製造委託等代金の額を減じた場合(減額)が追加されます。
- 既に違反行為が行われていない場合でも再発防止措置等を勧告できるようにするなど勧告に係る規定が整備されます。

取適法の概要

1 目的(第1条) 中小受託取引の公正化・中小受託事業者の利益保護

2 委託事業者、中小受託事業者の定義(第2条第1項～第9項)

(1) ●物品の製造委託・修理委託・特定運送委託

●情報成果物作成委託・役務提供委託

(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に限る。)

委託事業者	資本金3億円超	→	中小受託事業者	資本金3億円以下(個人を含む)
	資本金1千万円超3億円以下	→	中小受託事業者	資本金1千万円以下(個人を含む)
	常時使用する従業員300人超	→	中小受託事業者	常時使用する従業員300人以下(個人を含む)

のいずれかに該当。

改正により追加!

(2) 情報成果物作成委託・役務提供委託

(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理を除く。)

委託事業者	資本金5千万円超	→	中小受託事業者	資本金5千万円以下(個人を含む)
	資本金1千万円超5千万円以下	→	中小受託事業者	資本金1千万円以下(個人を含む)
	常時使用する従業員100人超	→	中小受託事業者	常時使用する従業員100人以下(個人を含む)

のいずれかに該当。

改正により追加!

3 委託事業者の義務(第3条、第4条、第6条、第7条)、 禁止事項(第5条第1項、第2項)、調査(第12条)、勧告(第10条)等

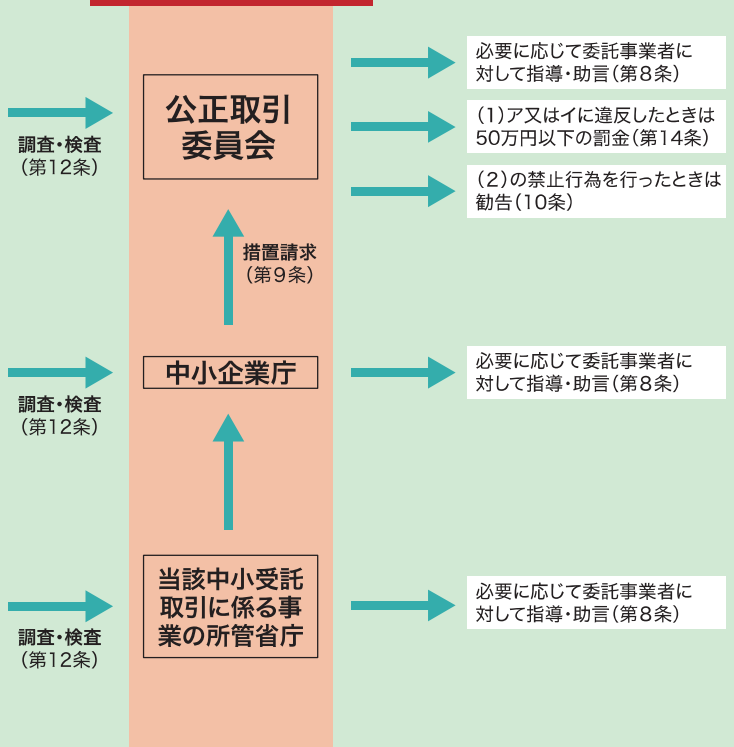
(1) 義務

- ア 中小受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等(第4条)
- イ 書類の作成・保存義務(第7条)
- ウ 製造委託等代金の支払期日を定める義務(第3条)
- エ 遅延利息の支払義務(第6条)

(2) 禁止事項

- ア 受領拒否の禁止(第5条第1項第1号)
- イ 製造委託等代金の支払遅延の禁止(第5条第1項第2号)
- ウ 製造委託等代金の減額の禁止(第5条第1項第3号)
- エ 返品の禁止(第5条第1項第4号)
- オ 買いたたきの禁止(第5条第1項第5号)
- カ 購入・利用強制の禁止(第5条第1項第6号)
- キ 報復措置の禁止(第5条第1項第7号)
- ク 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止(第5条第2項第1号)
- ケ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止(第5条第2項第2号)
- コ 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止(第5条第2項第3号)
- サ 協議に応じない一方的な代金決定の禁止(第5条第2項第4号)

公正取引委員会、中小企業庁、
事業所管省庁の3者間で
「情報提供」(第13条)



取適法の適用対象

法律の対象取引(中小受託取引) = 取引の内容 + 資本金基準又は従業員基準

取適法は、適用対象となる中小受託取引の範囲を、①取引の内容と、②資本金※¹基準又は従業員※²基準から定めており、適用対象となる取引の発注者(委託事業者)が資本金基準又は従業員基準のどちらか1つでも満たす場合には、「優越的地位にある」として取り扱い、中小受託取引に係る委託事業者の不当な行為を、より迅速かつ効果的に規制することをねらいとしています。

※1 資本金の額又は出資の総額

※2 常時使用する従業員の数

取適法と特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律 (フリーランス・事業者間取引適正化等法)との関係

取適法とフリーランス・事業者間取引適正化等法のいずれにも違反する行為については、原則としてフリーランス・事業者間取引適正化等法を優先して適用することとされています。

取引の内容

取適法の適用対象となる取引は、その委託される内容によって条件が定められています。

「製造委託」、「修理委託」、「情報成果物作成委託」、「役務提供委託」、「特定運送委託」と大きく5つの取引内容に大別されており、適用対象となる取引は多岐にわたります。

製造委託

物品を販売し、又は物品の製造を請け負っている事業者が、規格、品質、形状、デザインなどを指定して、他の事業者へ物品の製造や加工などを委託することをいいます。ここでいう「物品」は動産のことを意味しており、家屋などの不動産は対象に含まれません。

修理委託

物品の修理を請け負っている事業者が、その修理を他の事業者へ委託したり、自社で使用する物品を自社で修理している場合に、その修理の一部を他の事業者へ委託することをいいます。

情報成果物作成委託

ソフトウェア、映像コンテンツ、各種デザインなどの情報成果物の提供や作成を行う事業者が、他の事業者へその作成作業を委託することをいいます。情報成果物とは、次のものをいいます。

- ① プログラム(例:ゲームソフト、家電製品の制御プログラムなど)
- ② 映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成されるもの(例:アニメーション、ラジオ番組など)
- ③ 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの(例:設計図、商品・容器のデザイン、家電製品の取扱説明書の内容など)

役務提供委託

他者から運送やビルメンテナンスなどの各種サービス(役務)の提供を請け負った事業者が、請け負った役務の提供を他の事業者へ委託することをいいます。ただし、建設業法に規定される建設業を営む事業者が請け負う建設工事は、取適法の対象とはなりません。

特定運送委託

改正により追加!

事業者が、販売する物品、製造を請け負った物品、修理を請け負った物品又は作成を請け負った情報成果物が記載されるなどした物品(例:作成を請け負ったデザインに基づいて製造されたペットボトル)について、その取引の相手方(当該相手方が指定する者を含む。)に対して運送する場合に、その運送の行為を他の事業者へ委託することをいいます。

① 製造委託

※ 資本金区分及び従業員区分は11ページ参照

製造委託には次の4つのタイプ(類型1～類型4)があります(→ 部分が中小受託取引です。)

製造委託【類型1】

改正により追加!

物品の販売を行っている事業者が、その物品、部品、専らそれらの製造に用いる金型、木型、治具などの製造を他の事業者[※]に委託する場合。



- 例**
- ・自動車メーカーが、自動車の部品の製造を部品メーカーに委託する場合。
 - ・大規模小売業者(百貨店、スーパー、ホームセンター、専門量販店、ドラッグストア、コンビニエンスストア本部、通信販売業者等)が、自社のプライベートブランド商品の製造を食品加工業者に委託する場合。

製造委託【類型2】

改正により追加!

物品の製造を請け負っている事業者が、その物品、部品、専らそれらの製造に用いる金型、木型、治具などの製造を他の事業者[※]に委託する場合。



- 例**
- ・精密機械メーカーが、受注生産する精密機械に用いる部品の製造を部品メーカーに委託する場合。

製造委託【類型3】

物品の修理を行っている事業者が、その物品の修理に必要な部品又は原材料の製造を他の事業者[※]に委託する場合。

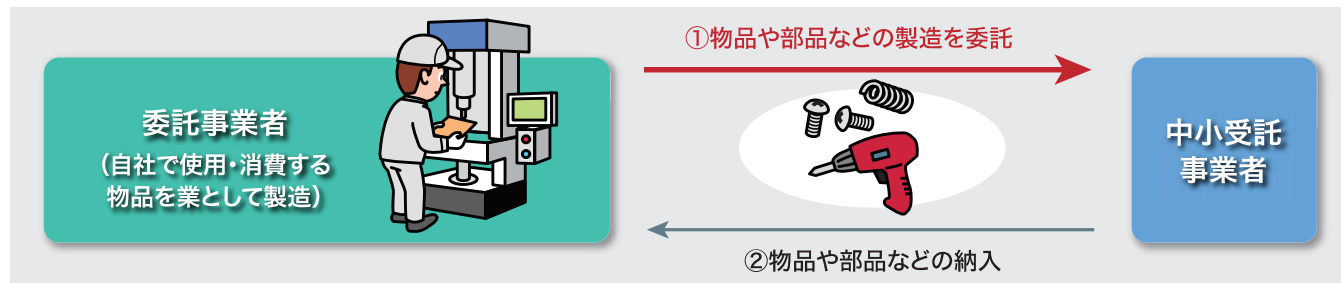


- 例**
- ・家電メーカーが、販売した製品の修理用部品の製造を部品メーカーに委託する場合。
- ※他の事業者から修理を委託される場合のほか、自社工場の機械等を自ら修理している場合も含まれます。
- ・工作機械メーカーが、自社で使用する工作機械の修理に必要な部品の製造を部品メーカーに委託する場合。

製造委託【類型4】

改正により追加！

自社で使用・消費する物品を自社で製造している事業者が、その物品、部品、専らそれらの製造に用いる金型、木型、治具などの製造を他の事業者^{（委託事業者）}に委託する場合。



例 ・自社工場で使用する工具を自社で製造している工作機器メーカーが、一部の工具の製造を他の工作機械メーカーに委託する場合。

② 修理委託

修理委託には次の2つのタイプ(類型1、類型2)があります(→ 部分が中小受託取引です)。

修理委託【類型1】

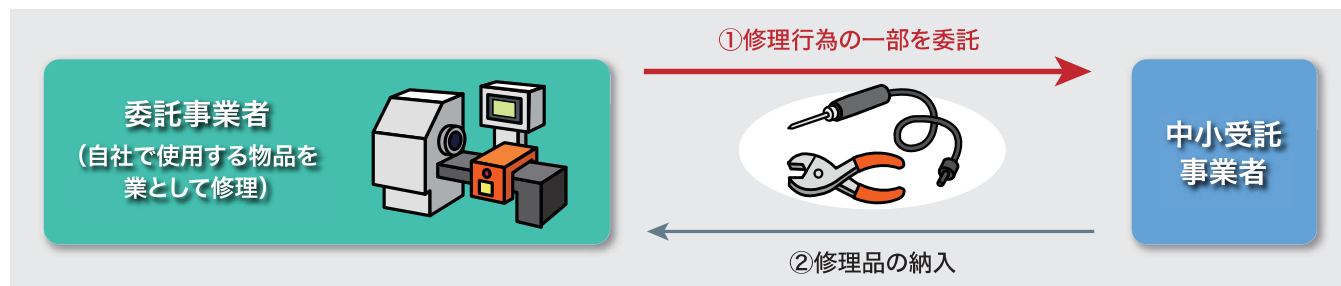
物品の修理を請け負っている事業者が、修理行為の全部又は一部を他の事業者^{（委託事業者）}に委託する場合。



例 ・自動車販売業者が、請け負った自動車の修理作業を修理業者に委託する場合。

修理委託【類型2】

自社で使用する物品を自社で修理している事業者が、その物品の修理行為の一部を他の事業者^{（委託事業者）}に委託する場合。



例 ・自社工場の設備等を自社で修理している工業用機械メーカーが、その設備の修理作業を修理業者に委託する場合。

取適法の用語は、以下のように定義付けられています。

用語	定義
委託	物品等の規格、品質、性能等を指定して依頼することをいいます。 こうした指定のない、規格品や標準品の取引は、原則として「委託」には含まれません。
業として	事業者が、ある行為を反復継続的に行っており、社会通念上、業務の遂行とみることができる場合を指します。

③ 情報成果物作成委託

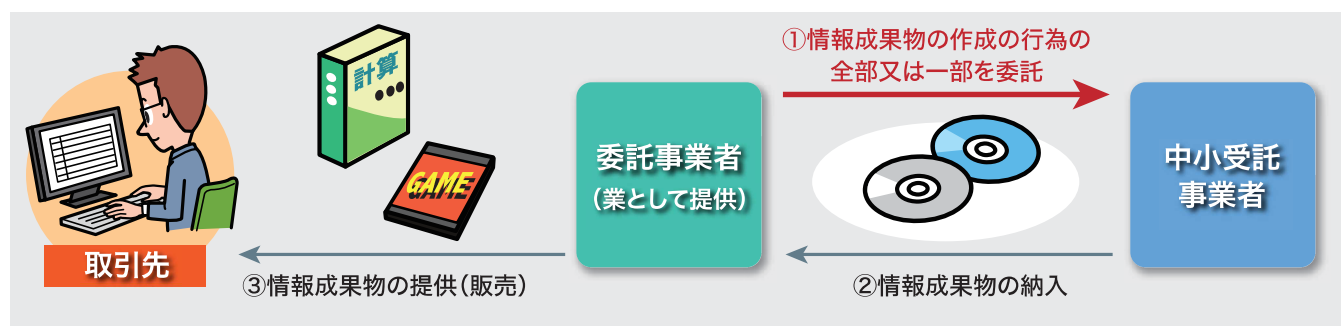
情報成果物作成委託には次の3つのタイプ(類型1～類型3)があります(→部分が中小受託取引です。)

情報成果物とは、次のものをいいます。

- ① プログラム(例:ゲームソフト、家電製品の制御プログラムなど)
- ② 映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成されるもの
(例:アニメーション、ラジオ番組など)
- ③ 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの
(例:設計図、商品・容器のデザイン、家電製品の取扱説明書の内容など)

情報成果物作成委託【類型1】

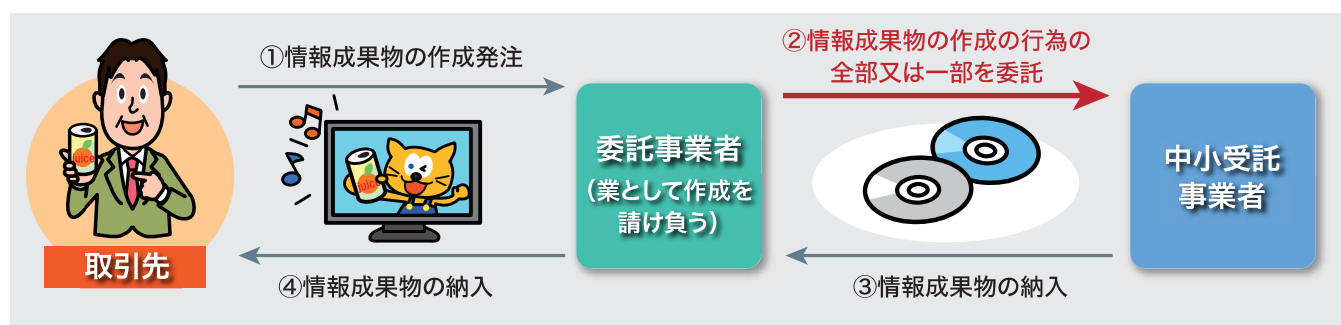
情報成果物を業として提供している事業者が、その情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者₁に委託する場合。



例 ・ソフトウェアメーカーが、ゲームソフトや汎用アプリケーションソフトの開発をソフトウェアメーカーに委託する場合。

情報成果物作成委託【類型2】

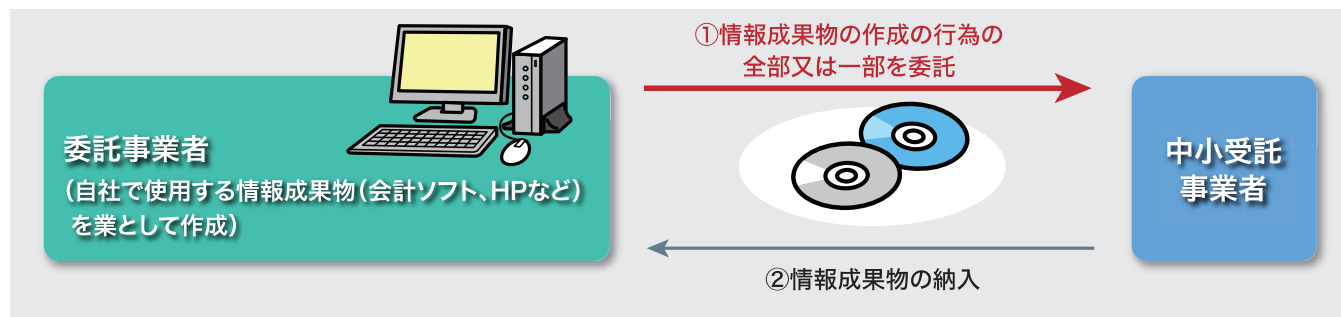
情報成果物の作成を請け負っている事業者が、その情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者₂に委託する場合。



例 ・広告会社が、クライアントから受注したCMの制作をCM制作会社に委託する場合。
・アニメーション制作業者が、製作委員会から制作を請け負うアニメーションの原画の作成を個人のアニメーターに委託する場合。
・建設業者が、施主から作成を請け負う建築設計図面の作成を建築設計業者に委託する場合。

情報成果物作成委託【類型3】

自社で使用する情報成果物を自社で作成している事業者が、その作成の行為の全部又は一部を他の事業者¹に委託する場合。



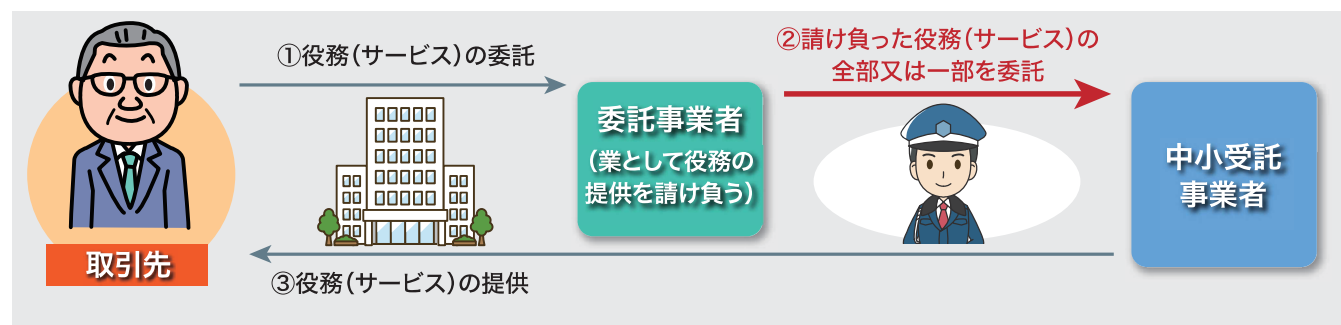
例 ・家電メーカーが、内部システム部門で作成する自社用経理ソフトの作成の一部をソフトウェアメーカーに委託する場合。

④ 役務提供委託

役務提供委託とは、請け負った役務の提供を再委託することをいいます(→ 部分が中小受託取引です。)

役務提供委託

役務の提供を業として行っている事業者が、その提供の行為の全部又は一部を他の事業者²に委託する場合。



例 ・ビル管理業務業者が、請け負う管理業務の一部であるビルの警備を警備業者に委託する場合。
・自動車メーカーが、販売した自動車の保証期間内のメンテナンス作業を自動車整備会社に委託する場合。
・貨物自動車運送業者が、請け負った貨物運送のうち一部を他の運送事業者³に委託する場合。

役務提供委託の注意点

- ① 本法では、**建設業法に規定される建設業を営む者が業として請け負う建設工事は対象となりません**。これは、建設工事の下請負については、建設業法において本法と類似の規定が置かれており、請負契約の適正化等が別途図られているためです。
- ② 役務提供委託として規制される役務とは、委託事業者が**他者に提供する役務**のことであり、委託事業者が**自ら利用する役務は含まれません**。

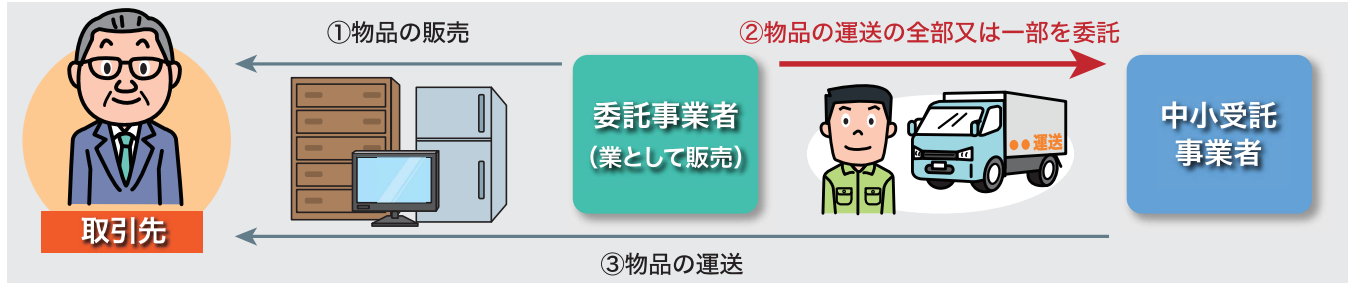
例えば、ホテル業者が、ベッドメイキングをリネンサプライ業者に委託する行為は取適法上の「役務提供委託」には該当しません。

⑤ 特定運送委託

特定運送委託には次の4つのタイプ(類型1～類型4)があります(→部分が中小受託取引です。)

特定運送委託【類型1】

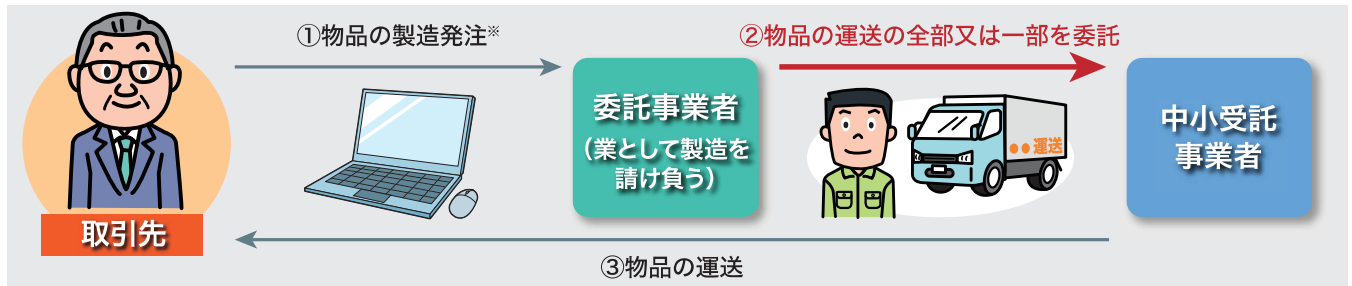
物品の販売を行っている事業者が、その物品の販売先(当該販売先が指定する者を含む。)に対する運送の全部又は一部を他の事業者¹に委託する場合。



例 ・家具小売業者が、取引先に対し、販売する家具を引き渡す際に、その家具の運送を他の事業者¹に委託する場合。

特定運送委託【類型2】

物品の製造を請け負っている事業者が、その物品の製造の発注者(当該発注者が指定する者を含む。)に対する運送の全部又は一部を他の事業者¹に委託する場合。

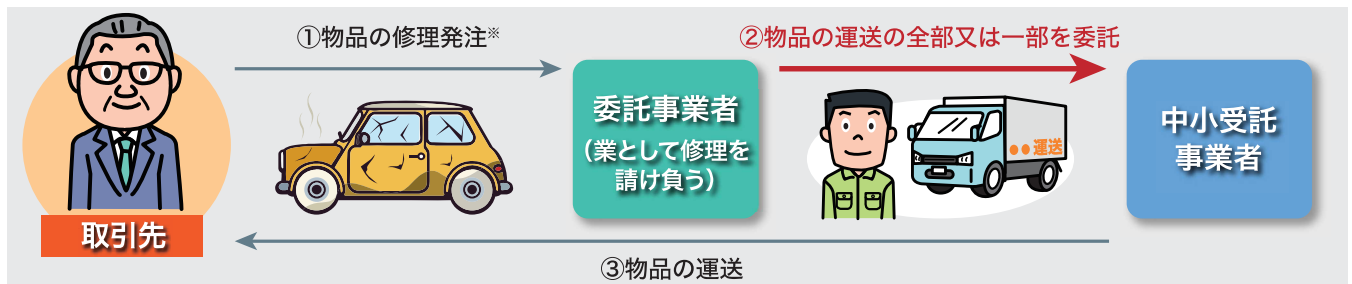


※この製造発注は取適法の適用対象取引に限られません。

例 ・精密機器メーカーが、機械器具メーカーから製造を請け負い完成させた精密機器を引き渡す際に、その精密機器の運送を他の事業者¹に委託する場合。

特定運送委託【類型3】

物品の修理を請け負っている事業者が、その物品の修理の発注者(当該発注者が指定する者を含む。)に対する運送の全部又は一部を他の事業者¹に委託する場合。

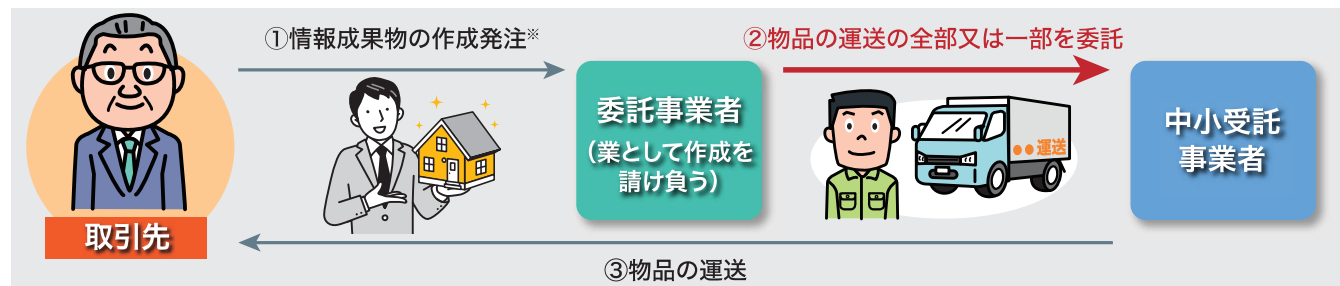


※この修理発注は取適法の適用対象取引に限られません。

例 ・自動車修理業者が、自動車販売業者から修理を請け負い修理を完了させた自動車を引き渡す際に、その自動車の運送を他の事業者¹に委託する場合。

特定運送委託【類型4】

情報成果物の作成を請け負っている事業者が、当該情報成果物が記載されるなどした物品の作成の発注者（当該発注者が指定する者を含む。）に対する運送の全部又は一部を他の事業者へ委託する場合。



※この作成発注は取適法の適用対象取引に限られません。

例

- ・建築設計業者が、建築業者から作成を請け負い完成させた建築模型を引き渡す際に、その建築模型の運送を他の事業者へ委託する場合。

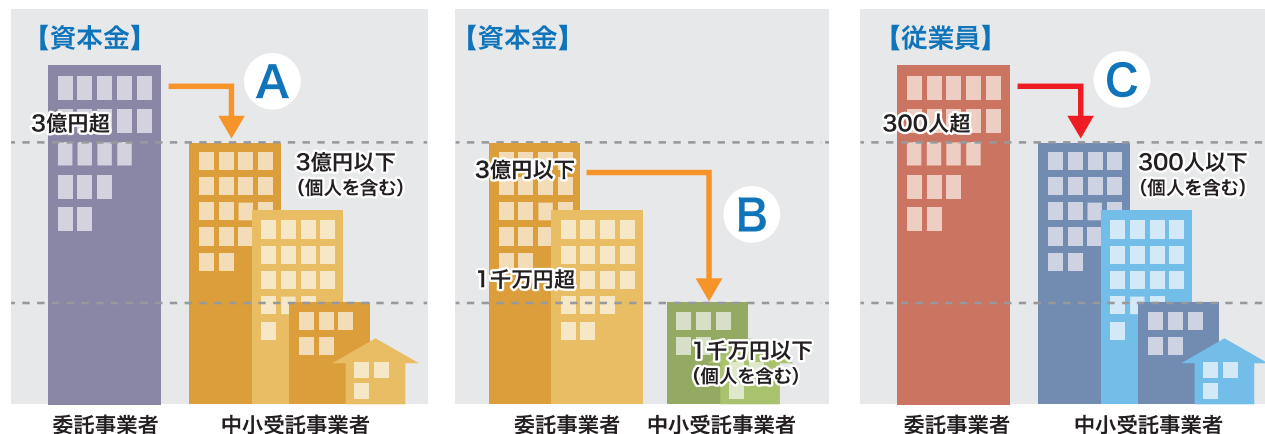
資本金区分と従業員区分

取適法では、取引を委託する事業者と受注する事業者の資本金^{※1}又は従業員^{※2}によって、「委託事業者」、「中小受託事業者」を定義しています。取引の内容に応じて規定されている資本金区分又は従業員区分(下記)のいずれかに該当する場合、その取引は中小受託取引となります。

※1 資本金の額又は出資の総額

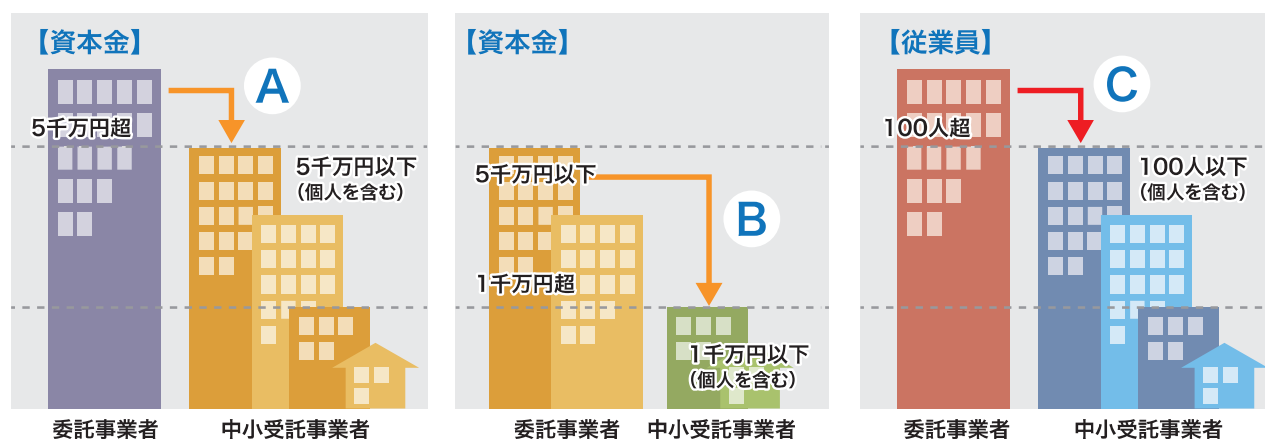
※2 常時使用する従業員の数

■ 製造委託・修理委託、情報成果物作成委託・役務提供委託^{※1}、特定運送委託



※1: プログラムの作成、運送、物品の倉庫保管及び情報処理に係るもの

■ 情報成果物作成委託・役務提供委託^{※2}



※2: プログラムの作成、運送、物品の倉庫保管及び情報処理に係るものを除く

情報成果物作成委託と製造委託を同時に行う場合の資本金区分又は従業員区分

例えば、取扱説明書の制作と印刷を併せて発注する場合、制作は「情報成果物作成委託」、印刷は「製造委託」に当たるため、それぞれの取引内容に応じた資本金区分又は従業員区分で取適法の対象になるかを判断します。ただし、これらが一体不可分の取引として発注された場合には、「情報成果物作成委託」又は「製造委託」のいずれかの資本金区分又は従業員区分に該当すれば、その取引全体が取適法の対象となります。

委託事業者の義務

中小受託取引の公正化及び中小受託事業者の利益保護のため、委託事業者には次の4つの義務が課せられています！

1. 発注内容等を明示する義務

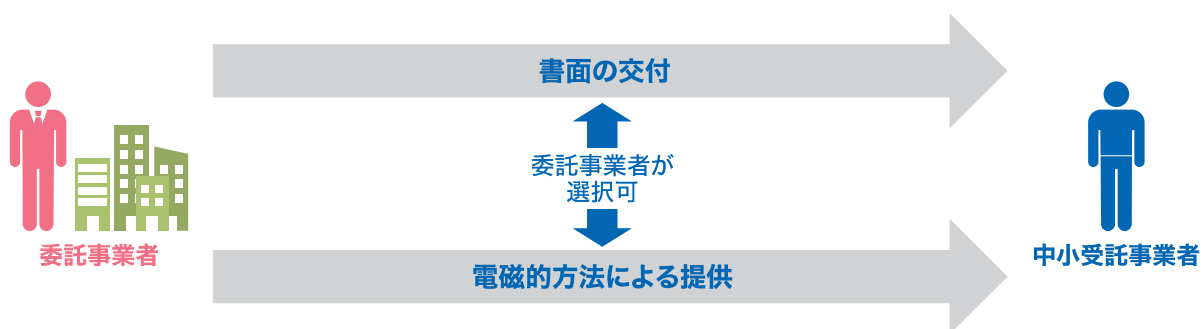
口頭発注による様々なトラブルを未然に防止するため、委託事業者は発注に当たって、発注内容（給付の内容、代金の額、支払期日、支払方法）等を書面又は電子メールなどの電磁的方法により明示しなければなりません。

※中小受託事業者からの承諾がなくとも電磁的方法による明示が可能となります。 **改正のポイント！**

●明示する方法

明示する方法

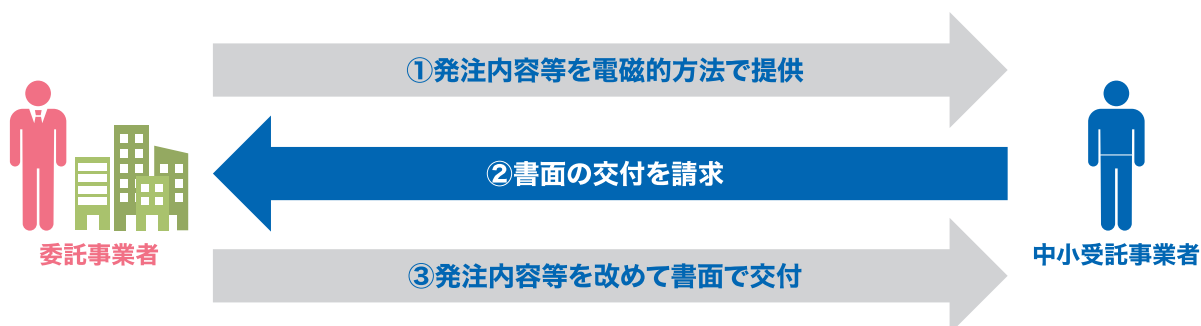
発注内容等を明示する方法は書面か電磁的方法のみが認められ、どちらの方法とするかは、委託事業者が選択できます（電話など口頭で伝えることは認められません）。



●電磁的方法により発注内容を明示した後に書面を求められた場合の対応

電磁的方法で提供した後に書面を求められた場合の対応

発注内容等を電磁的方法により明示した場合、中小受託事業者から書面の交付を求められたときは、遅滞なく、書面を交付する必要があります。ただし、中小受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合には、必ずしも書面を交付する必要はありません。



2. 取引に関する書類等を作成・保存する義務

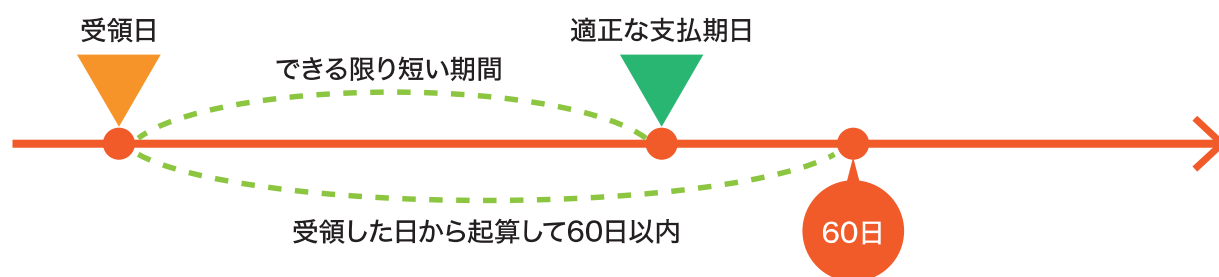
製造委託をはじめとする中小受託取引が完了した場合、委託事業者は、給付内容、製造委託等代金の額など、取引に関する記録を書類又は電磁的記録として作成し、2年間保存することが義務付けられています。

3. 支払期日を定める義務

委託事業者は、検査をするかどうかを問わず、発注した物品等を**受領した日から起算して60日以内**の**できる限り短い期間内**で、製造委託等代金の支払期日を定めなくてはなりません。

支払期日を定めなかった場合などには、次のように支払期日が法定されます。

- ア 当事者間で支払期日を定めなかったときは、物品等を実際に受領した日
- イ 当事者間で合意された取決めがあっても、物品等を受領した日から60日を超えて定めたときは、受領した日から起算して60日を経過した日の前日



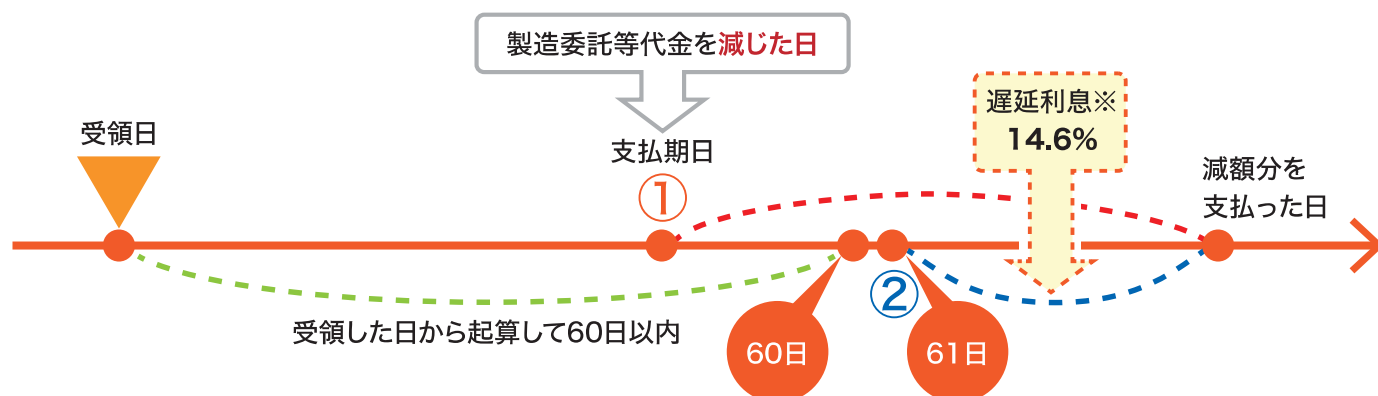
4. 遅延利息を支払う義務

委託事業者が、支払期日までに製造委託等代金を支払わなかった場合、受領した日から起算して60日を経過した日から実際に支払が行われる日までの期間、その日数に応じ**中小受託事業者に対して遅延利息(年率14.6%)を支払う義務があります。**

また、委託事業者が、中小受託事業者に責任がないのに、発注時に決定した製造委託等代金の額を減じた場合、起算日から実際に減じた額の支払をする日までの期間について、**減じた額に対して遅延利息を支払う義務が新たに追加**されます。この場合における遅延利息の起算日は、減額を行った日又は中小受託事業者から給付を受領した日から起算して60日を経過した日のいずれか遅い日となります。

改正のポイント!

この遅延利息は、民法、商法や当事者間で合意して決めた利率に優先して適用されます。当事者間でこの遅延利息と異なる約定利率(10%など)を定めていても、その約定利率は適用されません。



※製造委託等代金を減じた日(①)又は中小受託事業者の給付を受領した日から起算して60日を経過した日(②)のいずれか遅い日が起算日となります。

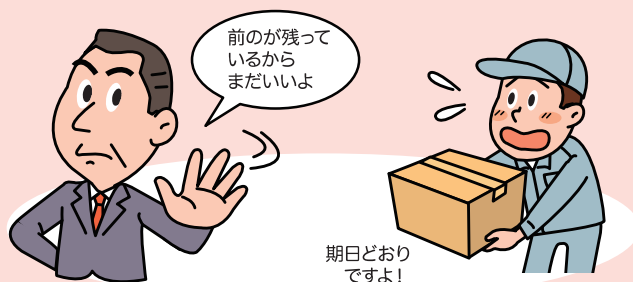
なお、②以降に減額を行った場合には、製造委託等代金を減じた日から減額に対する遅延利息が発生することとなります。

委託事業者の禁止行為

中小受託取引の公正化及び中小受託事業者の利益保護のため、委託事業者には次の11項目の遵守事項が定められています。たとえ中小受託事業者の了解を得ていても、また、委託事業者に違法性の意識がなくても、これらの規定に触れるときには、本法に違反することになるので十分注意が必要です。

受領拒否(第5条第1項第1号)

中小受託事業者に責任がないのに、発注した物品等の受領を拒否することです。発注の取消し、納期の延長などで納品物を受け取らない場合も、受領拒否に当たります。



違反行為想定事例

テレビ局



番組制作会社

中小受託事業者は放送番組の作成を既に完了したところ、番組出演者の不祥事が発生したことを理由として当該番組を放送しないこととし、当該放送番組の映像データを受領しなかった。

スーパー



食料品メーカー

中小受託事業者の事情を考慮せずに一方的に納期の短縮を指示し、中小受託事業者は従業員を残業させて間に合うように努めたが、期日までに納入できなかった。委託事業者は、納期遅れを理由に、中小受託事業者が生産したプライベートブランド商品を受領しなかった。

製造委託等代金の支払遅延(第5条第1項第2号)

発注した物品等の受領日から、60日以内で定められている支払期日までに製造委託等代金を支払わないことです。物品等の検査、検収に日数がかかる場合でも、受領後60日以内に支払わなければ支払遅延となります。

また、①手形を交付することや、②電子記録債権や一括決済方式について、支払期日までに製造委託等代金に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用することも、支払遅延に該当し、禁止されます。

改正のポイント!



違反行為想定事例

ソフトウェア販売業者



ソフトウェアメーカー

検収後支払を行う制度を採用しているところ、納入されたプログラムの検査に3か月を要したため、納入後60日を超えて製造委託等代金を支払っていた。

精密機械メーカー

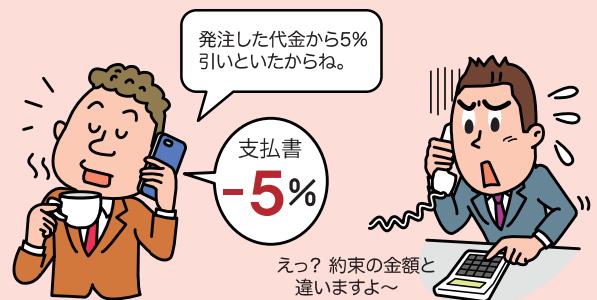


部品メーカー

中小受託事業者に対して、手形を交付することによって製造委託等代金を支払っていた。

製造委託等代金の減額(第5条第1項第3号)

中小受託事業者に責任がないのに、発注時に決定した製造委託等代金を発注後に減額することです。協賛金の徴収、原材料価格の下落など、名目や方法、金額にかかわらず、あらゆる減額行為が禁止されています。



違反行為想定事例

自動車メーカー



部品メーカー

自動車の部品の製造委託に関し、単価引下げの合意前に発注した部品について引下げ後の単価を遡って適用することにより、引下げ前の単価を適用した額と引下げ後の単価を適用した額との差額に相当する額を差し引いて製造委託等代金を支払っていた。

ゲームソフトメーカー

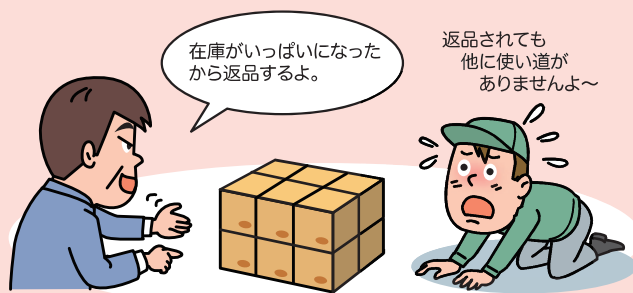


デザイン制作会社

オンラインゲームの開発に当たり、キャラクターデザイン等の制作を委託しているところ、業績の悪化により制作に係る予算が減少したことを理由に、製造委託等代金の額を減じていた。

返品(第5条第1項第4号)

中小受託事業者が責任がないのに、発注した物品等を受領後に返品することです。不良品などがあった場合には、受領後6か月以内に限り、返品することが認められています。



違反行為想定事例

電気機器メーカー



部品メーカー

生産計画の変更を理由に、余剰になった部品を返品していた。

広告制作会社



広告制作会社

中小受託事業者が制作を委託した広告について、一旦受領したにもかかわらず、取引先からキャンセルされたことを理由に返品していた。

買ったたき(第5条第1項第5号)

発注する物品・役務等に通常支払われる対価に比べ著しく低い製造委託等代金を不当に定めることです。通常支払われる対価とは、同種又は類似品等の市価です。製造委託等代金は、中小受託事業者と事前に協議の上、定める必要があります。



違反行為想定事例

家電メーカー



部品メーカー

量産が終了し、補給品として僅かに発注するだけで発注数量が大幅に減少しているにもかかわらず、単価を見直すことなく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価により通常の対価を大幅に下回る製造委託等代金の額を定めた。

荷主

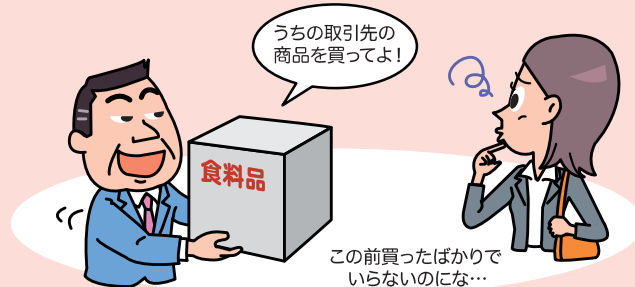


運送会社

従来の運送単価から一律に一定率で単価を一方的に引き下げることにより、通常の対価を大幅に下回る製造委託等代金の額を定めた。

購入・利用強制(第5条第1項第6号)

中小受託事業者が発注する物品の品質を維持するためなどの正当な理由がないのに、委託事業者が指定する物(製品、原材料等)、役務(保険、リース等)を強制して購入、利用させることです。



違反行為想定事例

冠婚葬祭業者



取引先納入業者

冠婚葬祭式の施行に係る司会進行、美容着付け等の実施を委託している中小受託事業者に対して、委託内容と直接関係ないにもかかわらず、支配人又は発注担当者から、おせち料理等の購入を要請し、あらかじめ従業員又は冠婚葬祭式場等ごとに定めていた販売目標数量に達していない場合には再度要請するなどして、購入させていた。

報復措置(第5条第1項第7号)

委託事業者の違反行為を公正取引委員会、中小企業庁又は事業所管省庁に知らせたことを理由に、その中小受託事業者に対して取引数量の削減・取引停止など、不利益な取扱いをすることです。

改正により追加!



有償支給原材料等の対価の早期決済(第5条第2項第1号)

委託事業者が有償支給する原材料等で、中小受託事業者が物品の製造等を行っている場合、その原材料等が用いられた物品の製造委託等代金の支払日より早く、原材料等の対価を支払わせることです。



違反行為想定事例

金属メーカー



部品メーカー

半年分の原材料をまとめて買い取らせ、当該原材料を用いた給付に係る製造委託等代金の支払期日より早い時期に、当該原材料の代金を決済していた。

不当な経済上の利益の提供要請(第5条第2項第2号)

委託事業者が自己のために、中小受託事業者に金銭や役務、その他の経済上の利益を不当に提供させることです。製造委託等代金の支払とは独立して行われる、協賛金や従業員の派遣などの要請が該当します。



違反行為想定事例

自動車メーカー



部品メーカー

自社が所有する金型、木型等の型・治具を貸与し自動車用部品の製造を委託しているところ、当該部品の製造を大量に発注する時期を終えた後、当該部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、当該金型等無償で保管させていた。

荷主

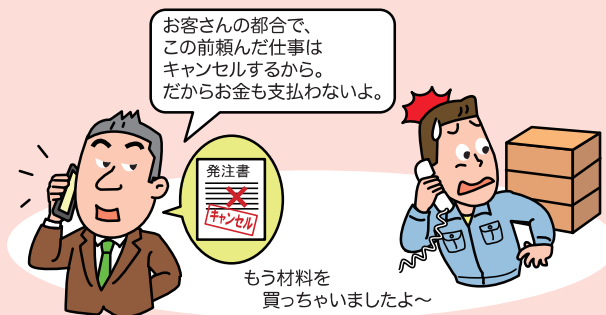


運送会社

貨物運送を委託している中小受託事業者に対し、当該中小受託事業者へ委託した取引とは関係のない貨物の積み下ろし作業をさせていた。

不当な給付内容の変更、やり直し(第5条第2項第3号)

中小受託事業者に責任がないのに発注の取消しや発注内容の変更を行ったり、受領した後にやり直しや追加作業を行わせる場合に、中小受託事業者が作業に当たって負担する費用を委託事業者が負担しないことです。



違反行為想定事例

荷主



運送会社

中小受託事業者が指定された時刻に委託事業者の物流センターに到着したものの、委託事業者が貨物の積み込み準備を終えていなかったために中小受託事業者が長時間の待機を余儀なくされたにもかかわらず、その待ち時間について必要な費用を負担しなかった。

番組制作会社



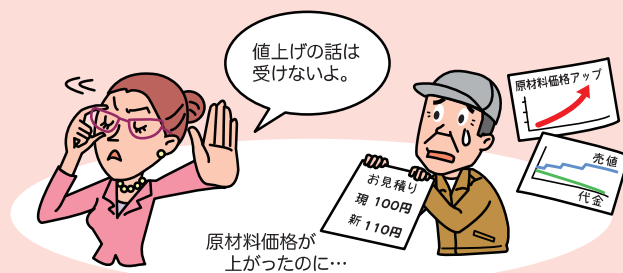
アニメーション制作会社

委託事業者が内容確認の上、完成品を受領したにもかかわらず、プロデューサーの意向により動画の品質を引き上げるための作業を行わせ、それに伴い生じた追加の費用を負担しなかった。

協議に応じない一方的な代金決定(第5条第2項第4号)

改正により
追加!

委託事業者が、中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に製造委託等代金を決定することです。



違反行為想定事例

運送会社



運送会社

中小受託事業者が代金の額の引上げについて協議を求めたにもかかわらず、これを無視し、拒否し、又は回答を引き延ばすなどにより、協議に応じなかった。

機械メーカー



部品メーカー

委託事業者が代金の額の引下げを要請する場合において、中小受託事業者がその説明を求めたのに対し、具体的な理由の説明や根拠資料の提供をすることなく、代金の額を引き下げた。

違反行為を厳しく取り締まっています。

定期調査、立入検査を行っています。

公正取引委員会及び中小企業庁では、中小受託取引が公正に行われているか否かを把握するため、毎年、委託事業者、中小受託事業者に対する定期調査を実施しています。また、必要に応じて、委託事業者の事業所等に赴くなどして、委託事業者の保存している取引記録などの帳簿書類等を調査しています。

勧告の公表を行っています。

委託事業者が取適法に違反した場合、それを取り止めて原状回復させることを求めるとともに、再発防止などの措置を実施するよう、勧告を行っています。

また、勧告が行われた場合は、原則としてその旨を公表することとしています。

事業所管省庁による指導も行われます。 改正により追加！

勧告・公表だけでなく、公正取引委員会、中小企業庁及び事業所管省庁による指導も行われます。

最高50万円の罰金が科せられます。

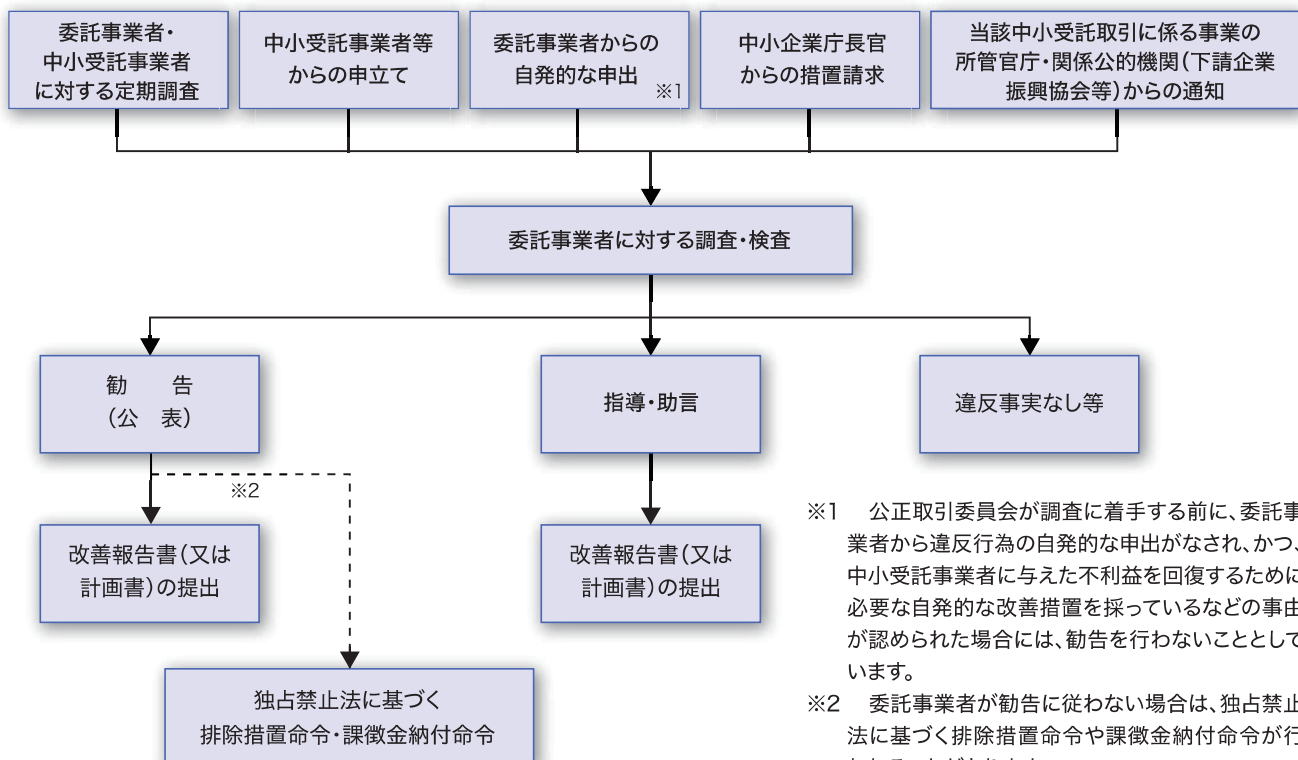
委託事業者が次のような違反行為を行った場合には、違反者である個人、そして委託事業者である法人も罰せられます。罰金の上限額は、最高50万円となっています。

- 発注内容等の書面又は電磁的方法※による明示義務違反

※ 電磁的方法により明示を行った場合には、中小受託事業者から求めがあれば書面を交付しなければなりません。

- 取引内容を記載・記録した書類又は電磁的記録の作成・保存義務違反
- 報告徴収に対する報告拒否、虚偽報告
- 立入検査の拒否、妨害、忌避

取適法事件処理フローチャート



※1 公正取引委員会が調査に着手する前に、委託事業者から違反行為の自発的な申出がなされ、かつ、中小受託事業者に与えた不利益を回復するために必要な自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められた場合には、勧告を行わないこととしています。

※2 委託事業者が勧告に従わない場合は、独占禁止法に基づく排除措置命令や課徴金納付命令が行われることがあります。

優越的地位の濫用

優越的地位の濫用規制(独占禁止法)は、取引上**優越した地位**にある事業者^{※1}が、取引の相手方に対し、協賛金負担や従業員派遣などをさせることにより、**正常な商習慣**^{※2}に照らして**不当に不利益**を与えることを禁止しています。

優越的地位の濫用は3つの要素から判断されます。

優越的地位の濫用 = 優越的地位 + 正常な商慣習に照らして不当に + 濫用行為

※1 地位が優越しているかどうかは、①取引の相手方の行為者に対する取引依存度、②行為者の市場における地位、③取引の相手方にとっての取引先変更の可能性、④その他行為者と取引することの必要性を示す具体的事実を総合的に考慮して判断します。

※2 現に存在する商慣習に合致しているからといって、直ちにその行為が正当化されることにはなりません。

優越的地位の濫用の規制趣旨

- 取引の相手方の自由かつ自主的な判断による取引を阻害
- 取引の相手方はその競争者との関係において競争上不利となる一方で、行為者はその競争者との関係において競争上有利となる

公正な競争を阻害するおそれ

